

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年12月11日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900137 号

厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1900002 号

## 第 1 結論

昭和 29 年 9 月 2 日から昭和 39 年 9 月 8 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 9 月 2 日から昭和 39 年 9 月 8 日まで  
請求期間について、脱退手当金を受給した記録となっているが、当時は事業所から脱退手当金についての説明も聞いておらず、受け取ってもいないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

脱退手当金の支給対象期間に昭和 32 年 9 月 30 日以前の期間が含まれていた場合、当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所 (当時) は、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁 (当時) に照会し、同庁が管理していた厚生年金保険被保険者台帳 (以下「旧台帳」という。) の写しの交付を受ける取扱いとされていたところ、請求者の旧台帳には、当該取扱いどおり、社会保険庁が、社会保険事務所に回答したことを示す「回答済 40. 2. 1」の印が確認できるとともに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の氏名は、前述の旧台帳に押印された日付と同日の昭和 40 年 2 月 1 日に氏名変更されていることが確認でき、請求期間の脱退手当金が同年 4 月 8 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の手続が行われたものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900138 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900020 号

## 第 1 結論

昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の A 教育事務所（現在は B 教育庁義務教育課）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成元年 4 月 1 日から同年 8 月 22 日までの期間について、請求者の C 教育事務所（現在は B 教育庁義務教育課）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで  
② 平成元年 4 月 1 日から同年 8 月 22 日まで

請求期間①については、D 中学校において、請求期間②については、E 中学校において、教諭として臨時的に任用され勤務していたが、この間の厚生年金の記録が漏れている。F 教育委員会が発行した人事異動通知書では、同じ臨時的任用と記載されている期間でありながら厚生年金の被保険者とされている期間とされていない期間が混在していることに納得できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者及び B 教育庁義務教育課（以下「義務教育課」という。）が提出した F 教育委員会発行の人事異動通知書により、請求者は、請求期間①においては D 中学校に、請求期間②においては E 中学校に臨時的任用教諭として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 12 条によれば、臨時に使用される者であって 2 か月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険の被保険者とししない（所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）旨規定されているところ、前述の人事異動通知書によると請求期間①及び②のうち、昭和 56 年 9 月 1 日から同年同月 22 日までの間及び平成元年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日までの間についてはいずれも 2 か月以内の臨時的任用期間とされており、同上の規定に該当することから、請求者は昭和 56 年 9 月 1 日から同年同月 22 日までの間及び平成元年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日までの間において、A 教育事務所（D 中学校に勤務していた者に係る請求期間①当時の厚生年金保険の適用事業所。以下「A 教育事務所」という。）あるいは C 教育事務所（E 中学校に勤務していた者に係る請求期間②当時の適用事業所。）に係る厚生年金保険の被保険者には該当しない。

一方、請求期間①及び②のうち、昭和 56 年 9 月 23 日から昭和 57 年 4 月 1 日までの間及び平成元年 5 月 7 日から同年 8 月 22 日までの間については、厚生年金保険の被保険者と認められるものの、義務教育課は、請求期間①当時、A 教育事務所が、請求期間②当時、C 教育事務

所が、それぞれ厚生年金保険の加入手続を担っていたが、保存期間を過ぎており、当時の資料がないため、請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除等については不明である旨回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者記号番号は、請求者が請求期間①の後に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得（昭和 62 年 7 月 1 日）した際に払い出された記号番号であり、また、健康保険厚生年金保険被保険者原票等において、C教育事務所に係る健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、社会保険オンラインシステムにおいて氏名による検索を行っても請求期間①及び②の当時、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A教育事務所及びC教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等の記録において、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。